

## 計画書

### 東播都市計画地区計画の決定（加西市決定）

都市計画鶉野飛行場跡地地域資源活用地区地区計画を、次のように決定する。

名 称	鶉野飛行場跡地地域資源活用地区 地区計画	
位 置	加西市鶉野町字西中条、字北堂ノ本、字西中沢、字西上沢及び字東上沢の各一部並びに上宮木町字大林の一部	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	約 8.9ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	地区計画の目標	<p>本地区は、加西市の南部に位置し、第2次世界大戦時の姫路海軍航空隊鶉野飛行場の跡地にあたる。日本で唯一現存する滑走路跡地をはじめ、周辺には数十にわたる防空壕等の保全すべき歴史遺産がそのまま残されており、それら地域資源を活用する施設と、平坦で災害が発生するおそれが少ない大規模な空地である滑走路跡地を防災拠点として活用する施設を整備する都市再生整備計画が定められている。</p> <p>位置的には、近接する国道372号を通じて山陽自動車道加古川北 I.C. や姫路市、加古川市へアクセス至便な位置にあり、また、慢性的な渋滞が発生する国道372号のバイパス道路を本地区内に整備する計画があることから、地域資源を活用した施設への観光集客に必要な交通利便性の更なる向上が見込まれている地区である。</p> <p>本地区計画は、地域資源を活用した観光集客を目的とする地域間交流施設及び大規模空地である滑走路跡地を活用する防災拠点施設整備と歴史遺産保全整備の実施を目標とする。</p>
	土地利用の方針	地域資源を活用した観光集客を目的とする地域間交流施設及び滑走路跡地を活用する防災拠点施設の整備と歴史遺産の保全に努める。
	地区施設の整備の方針	本地区の良好な環境を確保するため、区画道路を適切に配置する。
	建築物等の整備の方針	滑走路跡地整備地区



			<p>保全と周辺環境との調和に配慮した、地域資源の活用と防災拠点の形成に関する建築物等の用途の制限、建築物の高さの最高限度、外壁の後退距離の限度及び建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。</p>		
		滑走路跡地保全地区	<p>主に歴史遺産の保全を行う地区とし、歴史遺産の保全と周辺環境との調和に配慮した、地域資源の活用に必要な建築物等の用途の制限、建築物の高さの最高限度、外壁の後退距離の限度及び建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。</p>		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路 (配置は計画図表示のとおり)	名 称	幅 員	延 長
			区画道路1号	11.5m	約1,300m
	地区の細区分	名称	滑走路跡地整備地区	滑走路跡地保全地区	
		面積	約3.4ha	5.5ha	
建築物	建築物等の用途の制限	建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。ただし、この地区	建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。ただし、この地区		



	等に関する事項		<p>計画の決定告示の際、現に存するものについてはこの限りでない。</p> <p>(1) 道路案内所又は観光案内所</p> <p>(2) 休憩所又は公衆便所</p> <p>(3) 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>(4) 路線バスの停留所の上家</p> <p>(5) 飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>(6) 物品販売業を営む店舗（次号に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの （大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1号に規定する店舗面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その店舗面積の合計）が1,000㎡以内のものに限る。第9号において同じ。）</p> <p>(7) 物品販売業を営む店舗（市内において生産した物品を含む物品を販売するものに限る。）に</p>	<p>計画の決定告示の際、現に存するものについてはこの限りでない。</p> <p>(1) 休憩所又は公衆便所</p> <p>(2) 路線バスの停留所の上家</p> <p>(3) 前各号の建築物に附属するもの</p>
--	---------	--	---	---



			<p>道路案内所、観光案内所又は飲食店（市内において生産した農産物を含む物品を原材料とした食品を含む食品を提供するものに限る。）を併設するもので延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が3,000㎡以内のもの</p> <p>(8) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第130条の5の2第2号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>(9) 政令第130条の5の2第4号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>(10) 市内において生産した農産物を原材料の全部又は一部に用いて食品製造業を営む工場</p> <p>(11) 味そ製造業、しょう油若しくは食用アミノ酸製造業、パン製造業、生菓子製造業、ビスケット類若しくは干菓子製造業（せんべい生地製造業を含む。米菓製造業に</p>	
--	--	--	---	--



		<p>において同じ。)、米菓製造業、その他のパン若しくは菓子製造業、清涼飲料製造業、果実酒製造業、清酒製造業（甘酒製造業を含む。）又は蒸留酒若しくは混成酒製造業を営む工場</p> <p>(12) 倉庫（倉庫業を営むものを除く。）</p> <p>(13) 前各号の建築物に附属するもの</p>	
	建築物の高さの最高限度	20m	10m
	外壁の後退距離の限度	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1 m以上とする。ただし、この地区計画の決定告示の際、現に存するもの又は政令第135条の21各号のいずれかに該当するものについてはこの限りでない。</p>	
	建築物等の形態又は色彩	<p>建築物の形態、色彩及び意匠については、周辺環境との調和に配慮したものとし、詳細については次のとおりとする。ただし、この地区計画の決定告示の際、現に存するものについてはこの限りでない。</p>	
	外壁及び屋根の色彩	<p>(1) マンセル色票系において、赤（R）又は橙（YR）系の色相を使用する場合は、概ね彩度4以下とする。</p> <p>(2) マンセル色票系において、黄（Y）系の色相を使用する場合は、概ね彩度4以下とする。</p> <p>(3) マンセル色票系において、その他の色相を使用する場合は、概ね彩度2以下とする。</p>	

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」



## 理由書

本地区は、加西市の南部に位置し、第2次世界大戦において当時の川西航空機が生産した局地戦闘機紫電改が飛び立った姫路海軍航空隊鶉野飛行場の跡地にあたる。軍事拠点であったことから、飛行場跡地周辺はアメリカ軍の攻撃目標となり、その歴史的経緯から数十にわたる防空壕、爆薬庫等の保全すべき歴史遺産がそのまま残されている。日本で唯一現存する滑走路跡地をはじめ、それら歴史遺産は保存状態もよいことから、地域資源を保全活用した観光集客のための施設を整備し交流人口の増加を目指す都市再生整備計画が定められている。また、滑走路跡地のある平坦な鶉野台地は、地形的に災害の発生のおそれが少なく、避難先となりえる大きな空地を確保できることから、防災拠点に適した条件を有している。

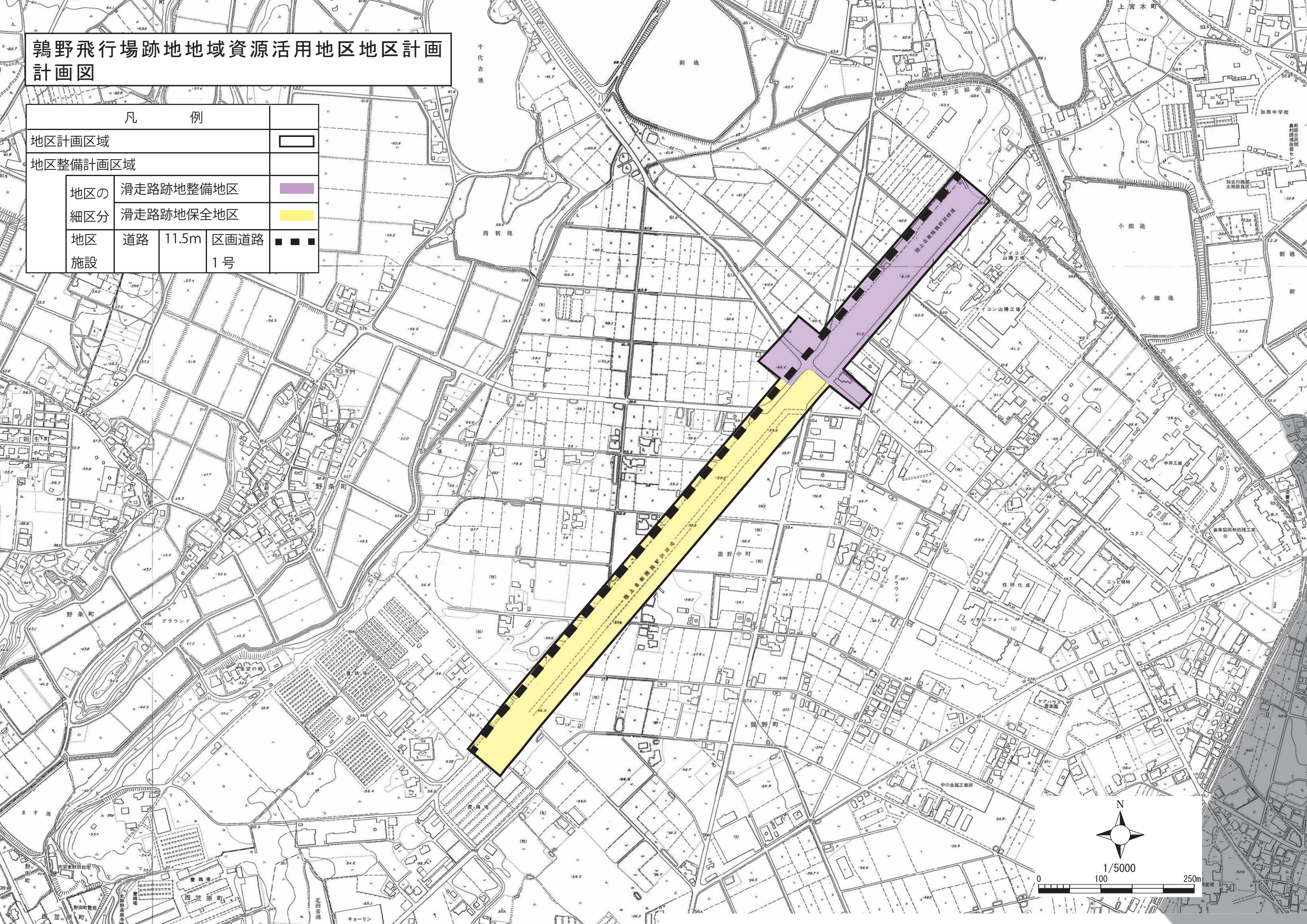
位置的には、近接する国道372号を通じて山陽自動車道加古川北I.C.や姫路市、加古川市へアクセス至便な位置にあり、また、慢性的な渋滞が発生する国道372号のバイパス道路を本地区内に整備する計画があることから、地域資源を活用した施設への集客に必要な交通利便性の更なる向上が見込まれている地区である。

これらのことから、歴史的価値が高い地域資源を活用する施設を整備することで観光集客を図り、来訪者と地域との交流を深め、歴史遺産の保全を進めるとともに、防災上有利な地形を活かした防災拠点を整備するために地区計画を決定するものである。



# 鷓野飛行場跡地地域資源活用地区地区計画 計画図

凡 例	
地区計画区域	
地区整備計画区域	
地区の細区分	滑走路跡地整備地区
	滑走路跡地保全地区
地区施設	道路 11.5m 区画道路 1号



1/5000

